



看護学生奨学金のご案内

松山市民病院では、当院に勤務を希望する看護学生の方々に、奨学金制度で修学を支援いたします。

この奨学金は、看護師として一定期間当院で勤務していただくと返済が免除されます。

奨学金制度の概要

応募手続

| | |
|------|--|
| 対象者 | 看護大学・看護短期大学、看護師養成施設に在学中（入学後1年以上経過）の方で、免許取得後、当院の看護師として勤務を希望する方（5年一貫看護養成課程の高等学校については専攻科の期間のみ）。 |
| 貸与額 | 月額（上限）50,000円 |
| 貸与期間 | 在学期間中 |
| 返済方法 | 原則一括返済 |
| 返済免除 | 卒業後、看護師として、奨学金貸与期間と同期間、当院にて勤務した場合は全額返済を免除します。 |
| 募集人数 | 若干名 |

募集内容

| | |
|--------|--|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none">・奨学金貸与申込書（当院所定）・履歴書（市販又は学校制定用紙）・成績証明書（直近の学年）・在学証明書 <p>健康診断は面接時に当院にて無料で行います。</p> |
| 選考方法 | 書類選考及び面接 |
| 応募締切 | 随時 |
| 面接日 | 別途通知します。 |
| 貸与決定通知 | 面接後、郵送にて概ね10日以内に通知 |

★問合せ先：総務課（担当：石井、熊田）



看護学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人永頼会 松山市民病院（以下当院という）に、将来勤務する有能な看護師を育成するため、奨学金の貸与について基本的に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨学金貸与の対象者は、看護大学・看護短期大学、看護師養成施設に在学中（入学後1年以上経過）の者で、次の要件を満たす者とする。

但し、5年一貫看護養成課程の高等学校については専攻科のみとする。

- (1) 成績が優れ、かつ心身が健康であること。
- (2) 卒業後は、看護師として当院に勤務する意思を有すること。
- (3) 他病院から奨学金を受けていないこと。

(貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、1人月額（上限）50,000円とする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、貸与決定の翌月から卒業するまでの期間とする。

(申込)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申込書（保証人2名必要）（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書（直近の学年）
- (4) 在学証明書

2 健康診断は、面接時の当院にて無料で実施するものとする。

(貸与の決定)

第6条 前条の書類を受理した場合は、書類審査及び面接により選考するものとする。

2 前項により決定した場合は、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項により奨学金貸与の通知を受けた者（以下奨学生という）は、保証人が連署した誓約書（様式第3号）と奨学金振込口座届出書（様式第4号）を、

前項の通知を受けた日から10日以内に病院長に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第7条 奨学金は、毎月10日（休日の場合は前銀行営業日）に当月分を、伊予銀行か愛媛銀行の口座に振込むものとする。

(貸与の休止)

第8条 奨学生が、休学した時は、その事実が生じた月の翌月から貸与を休止する。

(貸与の停止)

第9条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた月の翌月から貸与を停止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績がまたは素行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第10条 奨学生が、前条の規定による停止があったときおよび養成施設を卒業したときは、奨学金の全額を一括返還しなければならない。

2 一括して返還できない事由があると病院長が認めた場合は、貸与期間の期間内で分割返還することが出来るものとする。

3 奨学生が、前条の各号に該当した場合、該当する事由が生じた日から15日以内に奨学金返還申請書（様式第5号）を病院長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第11条 前条の規定に拘らず、免許取得後、直ちに当院で勤務する者は奨学金の返還を猶予する。

2 卒業後、免許を取得できなかった場合は、1年間を限度として返還を猶予することができる。この場合、引き続き免許取得の意思があり、尚かつ当院での勤務の意思がある者のみとし、これらの意思がない者は前条と同様の扱いとする。

3 奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式

第6号)を病院長へ提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第12条 奨学生が、免許取得後、直ちに当院にて、奨学金の貸与期間と同期間勤務した場合は、返還を免除する。

2 当院において勤務した期間が貸与期間に満たない場合は、その満たない期間の奨学金は、全額を一括して返還しなければならない。

3 奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第7号)を病院長へ提出しなければならない。

4 当院が奨学金の返還の免除を決定した場合は、奨学金返還免除決定通知書(様式8号)により通知するものとする。

(延滞利息)

第13条 奨学生は、正当な理由なく奨学金を返還すべき期日までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ返還すべき額について年利7.3%の延滞利息を支払わなければならない。

附則

この規程は平成25年8月1日から施行する。

平成29年 7月 1日改定

平成29年 8月24日改定

奨学金貸与申込書

一般財団法人永頼会 松山市民病院
院長 山本 祐司 様

申請者 氏名 ㊞

保護者 氏名 ㊞
(申請者が未成年の場合)

私は、看護学生奨学金の貸与を受けたいので、一般財団法人永頼会 松山市民病院「看護学生奨学金貸与規程」により申請します。

記

| | | | | | |
|----------|-----------|-----------|--------|------|--|
| 本人 | 住所 | 〒 | 氏名 | | |
| | | | 生年月日 | | |
| | 学校名 | | 入学年月 | | |
| | 現在学年 | 学年 | 卒業見込年月 | | |
| 希望貸与期間 | 年 月 ~ 年 月 | | | | |
| 卒業後の就職意思 | | | | | |
| 連帯保証人 | 住所 | 〒 | 本人との続柄 | | |
| | | TEL () - | 職業 | | |
| | 氏名 | | ㊞ | 生年月日 | |
| | 住所 | 〒 | 本人との続柄 | | |
| | | TEL () - | 職業 | | |
| | 氏名 | | ㊞ | 生年月日 | |

(注1) 連帯保証人のうち、1人は同居の親族（申請者が未成年の場合は保護者）とし、他の1人は別世帯の独立した生計を営む者とする。

(注2) 連帯保証人は、自署・実印で押捺し印鑑登録証明書を添付して下さい。

誓 約 書

一般財団法人永頼会 松山市民病院

院長 山本 祐司 様

申請者 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

（申請者が未成年の場合）

一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護学生奨学金貸与規程に基づき、奨学金の貸与を受けることになりました。つきましては、同規程及びご指示の事項を堅く守ります。

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人として一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護学生奨学金貸与規程に基づく一切の責任を負います。

（注）連帯保証人の印は、申込書と同じ印（実印）を押捺して下さい。

奨学金振込口座届出書

一般財団法人永頼会 松山市民病院
院長 山本 祐司 様

奨学生 氏名

㊞

私の奨学金は、下記銀行口座へお振込み下さい。

| | |
|--------------|---------------------|
| 銀行名 | 伊予銀行 ・ 愛媛銀行 |
| 支店名 | 本店・支店 |
| 種別 | 普通（総合口座含む） |
| 口座番号 | |
| 氏名 (本人名義) | (ふりがな) |

(注) 通帳の表紙裏面（上記内容が確認できるページ）のコピーを添付して下さい。

奨学金返還申請書

一般財団法人永頼会 松山市民病院
院長 山本 祐司 様

奨学生 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

（奨学生が未成年の場合）

下記の通り、奨学金を返還いたします。

記

1. 奨学金総額 円

2. 借用期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

3. 返還理由

[]

4. 返還方法

(1) 平成 年 月 日までに一括払い

(2) 月賦払い

返還期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

毎月返還額 円

毎月返済日 日（休日の場合は翌営業日）

返還回数 回

以上

平成 年 月 日

奨学金返還猶予申請書

一般財団法人永頼会 松山市民病院
院長 山本 祐司 様

奨学生 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

（奨学生が未成年の場合）

下記の通り、奨学金の返還の猶予を申請いたします。

記

1. 貸与期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

2. 奨学金の総額 円

3. 猶予を受けようとする期間
平成 年 月 ～ 平成 年 月

4. 猶予申請理由

（1）松山市民病院で勤務するため。

（2）その他

[]

（注）その他の場合はその事実を証明する書類等を添付して下さい。

以上

奨学金返還免除申請書

一般財団法人永頼会 松山市民病院
院長 山本 祐司 様

奨学生 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

（奨学生が未成年の場合）

下記の通り、奨学金の返還の免除を申請いたします。

記

1. 貸与期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

2. 免除申請額 円

3. 免除申請理由

（1）貸与を受けた期間に相当する期間を松山市民病院で看護師として勤務したため。

（2）その他

[]

（注）その他の場合はその事実を証明する書類等を添付して下さい。

以上